

農業委員会の議事録を公開しておりますが、ホームページ上の公開に関しては、見る方が不特定多数であること等も考慮し申請者等の個人名は公開しないこととします。

なお、通常の縦覧は従前同様、農業委員会事務所で行っております。

佐呂間町農業委員会会長

## 第24回農業委員会総会議事録

令和7年6月25日

### 佐呂間町農業委員会

|         |   |       |    |
|---------|---|-------|----|
| 議事録署名委員 | 2 | 十亀 正  | 委員 |
|         | 4 | 山口 浩之 | 委員 |

## 第 24 回 農 業 委 員 会 総 会 議 事 録

1. 開催年月日 令和 7 年 6 月 25 日 午後 1 時 30 分～午後 2 時 30 分

2. 開催場所 佐呂間町役場 2 階会議室

3. 議長の職氏名 佐呂間町農業委員会会長 大澤 好幸  
 4. 書記の職氏名 佐呂間町農業委員会事務局長 海辺 雅裕  
 佐呂間町農業委員会事務局次長 本田 利明  
 佐呂間町農業委員会農地係 藤田 真紗美

5. 出席委員

| 番号 | 氏 名     | 番号 | 氏 名    |
|----|---------|----|--------|
|    |         | 9  | 平川 智司  |
| 2  | 十 亀 正   | 10 | 山田 裕之  |
|    |         | 11 | ・ 藤 浩明 |
| 4  | 山 口 浩之  | 12 | 田 中 裕二 |
|    |         | 13 | 橋 本 聡  |
|    |         |    |        |
| 7  | 荒 田 由紀野 | 15 | 和 泉 茂樹 |
|    |         | 16 | 大 澤 好幸 |

6. 欠席委員

| 番号 | 氏 名      | 番号 | 氏 名   |
|----|----------|----|-------|
| 1  | 青 野 英一 郎 | 14 | 渡 部 洋 |
| 3  | 青 野 誠    |    |       |
| 5  | 田 村 通啓   |    |       |
| 6  | 千 葉 義則   |    |       |
| 8  | 山 越 透    |    |       |

7. 議事日程

議事録署名委員の指名

議 案第 1 号 農地法第 3 条の規定による許可申請について  
 議 案第 2 号 農地中間管理事業の促進に関する法律第 19 条第 2 項の規定による  
 農用地利用集積等促進計画案の決定について  
 議 案第 3 号 現況証明願について  
 報告事項第 1 号 現況証明の専決について  
 報告事項第 2 号 農地法第 3 条の 3 の規定による届出書の受理について  
 報告事項第 3 号 農地法第 18 条第 6 項の規定による通知の報告について

|       |                                                 |
|-------|-------------------------------------------------|
| 事務局 長 | 只今から、第 24 回農業委員会を開催いたします。                       |
| 議 長   | 出席委員は、16 名中 10 名で、総会は成立しております。                  |
|       | 議事録署名委員の指名を行います。                                |
|       | 署名委員は、2 番十亀委員さん、4 番山口委員さんを指名いたします。              |
|       | それでは、議事に入りたいと思います。                              |
| 事務局   | 報告事項第 1 号 現況証明の専決について                           |
|       | このことについて、事務局の説明を求めます。                           |
|       | 報告事項第 1 号 現況証明の専決について                           |
|       | 下記の者より、現況証明の願い出があったので、北海道農地法関係事務処理要領            |
|       | 第 9 の 4 の (4) のエに基づき専決したことを報告します。               |
|       | 番号 1                                            |
|       | 土地の所在が幌岩 239 番 4 外 1 筆、公簿地目が牧場、現況地目が農地採草放牧地     |
|       | 以外で宅地、合計面積 4,050 ㎡、所有者 ●●●●さん、願出人幌岩 ●●●●        |
|       | さん、願出の理由が土地地目変更登記で、令和 6 年 11 月 6 日に関係農業委員さん     |
|       | と現地確認済みです。                                      |
|       | この案件については、令和 6 年 11 月の総会で議決し 11 月 29 日付けで現況証明を  |
|       | 発行していることから、専決処分で証明書を再交付しました。                    |
|       | 図面で説明いたしますと (11 ページ) です。                        |
|       | 申請地につきましては、町道幌岩浪速間道路沿い、●●●●宅周辺の土地となり            |
|       | ます。                                             |
|       | 番号 2                                            |
|       | 土地の所在が西富 63 番 18、公簿地目が畑、現況地目が農地採草放牧地以外で宅        |
|       | 地、面積 490 ㎡、所有者 ●●●●さん、願出人西富 ●●●●さん、願出の理由        |
|       | が土地地目変更登記で、令和 7 年 6 月 23 日に関係農業委員さんと現地確認済み      |
|       | です。                                             |
|       | この案件については、平成 27 年 6 月の総会で議決し 6 月 29 日付けで転用許可を   |
|       | 行った案件で、計画どおり転用が行われていることから、専決処分で証明書を交            |
|       | 付しました。                                          |
|       | 図面で説明いたしますと (12 ページ) です。                        |
|       | 申請地につきましては、町道佐呂間富丘間道路、新緑第 1 道路交差点沿いの●●          |
|       | ●●宅の土地となります。                                    |
|       | 以上です。                                           |
| 議 長   | 事務局からの説明が終わりました。審議に入りたいと思います。                   |
|       | 何か質問等、ありませんでしょうか。                               |
| 各 委 員 | 質問がなければ、原案どおり承認して宜しいでしょうか。                      |
| 各 議 長 | ——— 異議なし ———                                    |
|       | 報告事項第 1 号は原案どおり承認いたします。                         |
| 議 長   | 報告事項第 2 号 農地法第 3 条の 3 の規定による届出書の受理について          |
|       | このことについて、事務局の説明を求めます。                           |
| 事務局   | 報告事項第 2 号 農地法第 3 条の 3 の規定による届出書の受理について          |
|       | 下記の者より、農地法第 3 条の 3 の規定による届出があったので受理し、受理通知       |
|       | 書を交付したので報告します。                                  |
|       | 番号 1                                            |
|       | 土地の所在が知来 302 番 2 外 12 筆、現況地目、畑が 72,205 ㎡、採草放牧地が |
|       | 37,755 ㎡、合計面積 109,960 ㎡、届出者 茨城県 ●●●●さん、旧所有者が●   |

|   |   |                                                                                                                                                                                        |
|---|---|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
|   |   | <p>●●●さん、権利取得日が令和５年５月１５日で相続です。権利の種類及び内容は所有権、あっせん希望は有です。</p> <p>以上です。</p>                                                                                                               |
| 議 | 長 | 事務局からの説明が終わりました。審議に入りたいと思います。                                                                                                                                                          |
|   |   | 何か質問等、ありませんでしょうか。                                                                                                                                                                      |
| 各 | 員 | 質問がなければ、原案どおり承認して宜しいでしょうか。                                                                                                                                                             |
| 議 | 長 | ———異議なし———                                                                                                                                                                             |
|   |   | 報告事項第２号は原案どおり承認いたします。                                                                                                                                                                  |
| 議 | 長 | 報告事項第３号 農地法第１８条第６項の規定による通知の報告について                                                                                                                                                      |
|   |   | このことについて、事務局の説明を求めます。                                                                                                                                                                  |
| 事 | 務 | 報告事項第３号 農地法第１８条第６項の規定による通知の報告について                                                                                                                                                      |
| 局 |   | 下記の者より、農地法第１８条第６項の規定による通知があったので、報告します。                                                                                                                                                 |
|   |   | 番号１                                                                                                                                                                                    |
|   |   | 土地の所在が浜佐呂間 186 番 1 外 1 筆、現況地目が畑で合計面積 61,594 ㎡、契約期間は平成 27 年 4 月 30 日から令和 7 年 4 月 30 日まで、合意解約の成立の日が令和 7 年 3 月 31 日引き渡しの日が令和 7 年 4 月 30 日、通知者が賃貸人 ●●●●さん、賃借人 ●●●●さん。解約後は賃貸借です。            |
|   |   | 番号 2                                                                                                                                                                                   |
|   |   | 土地の所在が朝日 81 番 1 外 6 筆、現況地目が畑で合計面積 59,944 ㎡、契約期間は平成 26 年 7 月 23 日から令和 6 年 7 月 31 日まで、合意解約の成立の日が令和 6 年 7 月 4 日、引き渡しの日が令和 6 年 7 月 31 日、通知者が賃貸人 ●●●●さん、賃借人 ●●●●さん。解約後は賃貸借です。               |
|   |   | 番号 3                                                                                                                                                                                   |
|   |   | 土地の所在が武士 24 番 1 外 1 筆、現況地目が畑で合計面積 22,301 ㎡、契約期間は平成 26 年 11 月 27 日から令和 6 年 11 月 30 日まで、合意解約の成立の日が令和 6 年 9 月 4 日、引き渡しの日が令和 6 年 11 月 30 日、通知者が賃貸人 ●●●●さん、承継人 ●●●●さん、賃借人 ●●●●さん。解約後は賃貸借です。 |
|   |   | 番号 4                                                                                                                                                                                   |
|   |   | 土地の所在が中園 74 番 2、現況地目が畑で面積 10,226 ㎡、契約期間は平成 27 年 1 月 28 日から令和 7 年 1 月 31 日まで、合意解約の成立の日が令和 6 年 11 月 10 日、引き渡しの日が令和 7 年 1 月 31 日、通知者が賃貸人 ●●●●さん、賃借人 ●●●●さん。解約後は賃貸借です。                     |
|   |   | 番号 5                                                                                                                                                                                   |
|   |   | 土地の所在が若里 449 番 1 外 1 筆、現況地目が畑で合計面積 35,638 ㎡、契約期間は平成 27 年 3 月 30 日から令和 7 年 3 月 31 日まで、合意解約の成立の日が令和 7 年 1 月 17 日、引き渡しの日が令和 7 年 3 月 31 日、通知者が賃貸人 ●●●●さん、賃借人 ●●●●さん。解約後は賃貸借です。             |
|   |   | 番号 6                                                                                                                                                                                   |
|   |   | 土地の所在が若里 481 番 1 外 1 筆、現況地目が畑で合計面積 29,651 ㎡、契約期間は平成 27 年 3 月 30 日から令和 7 年 3 月 31 日まで、合意解約の成立の日が令和 7 年 1 月 15 日、引き渡しの日が令和 7 年 3 月 31 日、通知者が賃貸人 ●●●●さ                                    |

|          |       |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                       |
|----------|-------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
|          |       | <p>ん、承継人 ●●●●さん、賃借人 ●●●●さん。解約後は賃貸借です。</p> <p>以上です。</p>                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                |
| 議 長      | 事務局長  | <p>事務局からの説明が終わりました。審議に入りたいと思います。</p> <p>何か質問等、ありませんでしょうか。</p> <p>質問がなければ、原案どおり承認して宜しいでしょうか。</p>                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                       |
| 委 員 長    | 議員    | <p>——— 異議なし ———</p> <p>報告事項第 3 号は原案どおり承認いたします。</p>                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                    |
| 議 長      | 事務局   | <p>次に、議案の審議に入ります。</p> <p>議案第 1 号 農地法第 3 条の規定による許可申請について</p> <p>このことについて、事務局の説明を求めます。</p> <p>議案第 1 号 農地法第 3 条の規定による許可申請について</p> <p>番号 1</p> <p>土地の所在が仁倉 235 番 3 外 4 筆、現況地目畑が合計面積 1,683.60 m<sup>2</sup>、譲渡人が ●●●●さん、譲受人が ●●●●さん、農業従事者、世帯員が 3 名、経営状況はトラクター 3 台、他作業機 10 台を所有、経営面積は、439,729.00 m<sup>2</sup>です。30 年間の使用貸借です。</p> <p>この案件につきましては、4 月 14 日関係農業委員さん立会いのもと現地調査を実施しております。</p> <p>図面で説明いたしますと、(1 ページ) です。</p> <p>申請地につきましては、町道仁倉北 10 線道路付近、仁倉 6 号道路沿いの元 ●●●●宅へ向かう途中の土地となっています。</p> <p>以上です。</p> |
| 議 長      | 大澤 委員 | 事務局からの説明が終わりました。審議に入りたいと思います。                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                         |
| 大 平 川 委員 | 議員    | 何か質問等、ありませんでしょうか。                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                     |
| 議 長      | 委員    | 元々誰の住宅がありましたか。                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                        |
| 各 委 員 長  | 議員    | ●●●●さんの住宅です。                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                          |
|          | 議員    | 何か質問等、ありませんでしょうか。                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                     |
|          | 議員    | ——— 異議なし ———                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                          |
|          | 議員    | 議案第 1 号は原案どおり決定いたします                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                  |
| 議 長      | 事務局   | <p>議案第 2 号 農地中間管理事業の促進に関する法律第 19 条第 2 項の規定による農用地利用集積等促進計画案の決定について</p> <p>このことについて、事務局の説明を求めます。</p> <p>議案第 2 号 農地中間管理事業の促進に関する法律第 19 条第 2 項の規定による農用地利用集積等促進計画案の決定について</p> <p>農地中間管理事業の促進に関する法律第 19 条第 2 項の規定により、公益財団法人北海道農業公社から別紙の農用地利用集積等促進計画案の作成及び提出を求められたので、下記の農用地利用集積等促進計画について議決を求めます。</p> <p>また、当該促進計画案に異存なき場合は、公益財団法人北海道農業公社へ同法第 18 条第 1 項の規定による要請を行うものとし、要請のとおり認可申請された場合は即日公告できることとします。</p> <p>番号 1.</p> <p>この要請につきましては、●●●●と●●●●さんが賃貸借されていたもので、●●●●さんが離農されることから今回●●●●さんが引き継いで賃貸借されま</p>        |

す。

利用権の設定等を受ける者が、北 ●●●●さん、利用権の設定等をする者が札幌市 ●●●●。土地の所在が北 330 番 6 外 7 筆、現況地目が畑で合計面積 44,193 m<sup>2</sup>です。利用権設定等の種類が賃借権、成立する法律関係は賃貸借です。設定期間は令和 7 年 6 月 30 日から 1 年間、賃貸料は年額 90,000 円、10 ㎡当たり 2,000 円で、前回も 2,000 円でした。

この土地の所有者が●●●●さんです。

図面で説明いたしますと（2 ページ）の土地です。

申請地につきましては、町道北 32 号道路の先の土地となります。

#### 番号 2.

利用権の設定等を受ける者が、札幌市 ●●●●、利用権の設定等をする者が北見市 ●●●●さん。土地の所在が浜佐呂間 186 番 1 外 1 筆、現況地目が畑で合計面積 61,594 m<sup>2</sup>です。利用権設定等の種類が賃借権、成立する法律関係は賃貸借です。設定期間は令和 7 年 6 月 30 日から 10 年間、賃貸料は年額 285,000 円、10 ㎡当たり 4,600 円で、前回も 4,600 円でした。あっせん会につきましては、令和 7 年 6 月 19 日から 1 回実施しております。図面で説明いたしますと（3 ページ）の土地です。

申請地につきましては、町道浜佐呂間 6 線道路と浜佐呂間潮見 1 号道路交差点沿いの土地と浜佐呂間 5 線道路と幌岩 2 号道路交差点沿いの土地となります。

#### 番号 3.

利用権の設定等を受ける者が、浜佐呂間 ●●●●さん、利用権の設定等をする者が札幌市 ●●●●。土地の所在が浜佐呂間 186 番 1 外 1 筆、現況地目が畑で合計面積 61,594 m<sup>2</sup>です。利用権設定等の種類が賃借権、成立する法律関係は賃貸借です。設定期間は令和 7 年 6 月 30 日から 10 年間、賃貸料は年額 285,000 円、10 ㎡当たり 4,600 円で、前回も 4,600 円でした。あっせん会につきましては、令和 7 年 4 月 19 日から 1 回実施しております。図面で説明いたしますと（3 ページ）の土地です。

申請地につきましては、町道浜佐呂間 6 線道路と浜佐呂間潮見 1 号道路交差点沿いの土地と浜佐呂間 5 線道路と幌岩 2 号道路交差点沿いの土地となります。

#### 番号 4.

利用権の設定等を受ける者が、札幌市 ●●●●、利用権の設定等をする者が朝日 ●●●●さん。土地の所在が朝日 81 番 1 外 6 筆、現況地目が畑で合計面積 59,944 m<sup>2</sup>です。利用権設定等の種類が賃借権、成立する法律関係は賃貸借です。設定期間は令和 7 年 6 月 30 日から 10 年間、賃貸料は年額 300,000 円、10 ㎡当たり 5,000 円で、前回も 5,000 円でした。あっせん会につきましては、令和 7 年 4 月 9 日から 1 回実施しております。図面で説明いたしますと（4 ページ）の土地です。

申請地につきましては、道道留辺薬浜佐呂間線沿い、町道 34 号道路と朝日 35 号道路の間にある土地となります。

#### 番号 5.

利用権の設定等を受ける者が、富丘 ●●●●さん、利用権の設定等をする者が札幌市 ●●●●。土地の所在が朝日 81 番 1 外 6 筆、現況地目が畑で合計面積 59,944 m<sup>2</sup>です。利用権設定等の種類が賃借権、成立する法律関係は賃貸借です。設定期間は令和 7 年 6 月 30 日から 10 年間、賃貸料は年額 300,000 円、10 ㎡当たり 5,000 円で、前回も 5,000 円でした。あっせん会につきましては、令和 7 年 4

月 9 日から 1 回実施しております。図面で説明いたしますと（4 ページ）の土地です。

申請地につきましては、道道留辺蘂浜佐呂間線沿い、町道 34 号道路と朝日 35 号道路の間にある土地となります。

番号 6.

利用権の設定等を受ける者が、札幌市 ●●●●、利用権の設定等をする者が武士 ●●●●さん。土地の所在が武士 24 番 1 外 1 筆、現況地目が畑で合計面積 22,301 m<sup>2</sup>です。利用権設定等の種類が賃借権、成立する法律関係は賃貸借です。設定期間は令和 7 年 6 月 30 日から 10 年間、賃貸料は年額 80,000 円、10 ㍻当たり 3,600 円で、前は 4,400 円でした。あっせん会につきましては、令和 7 年 3 月 20 日から 1 回実施しております。図面で説明いたしますと（5 ページ）の土地です。

申請地につきましては、道道留辺蘂浜佐呂間線沿いの土地となります。

番号 7.

利用権の設定等を受ける者が、若佐 ●●●●さん、利用権の設定等をする者が札幌市 ●●●●。土地の所在が武士 24 番 1 外 1 筆、現況地目が畑で合計面積 22,301 m<sup>2</sup>です。利用権設定等の種類が賃借権、成立する法律関係は賃貸借です。設定期間は令和 7 年 6 月 30 日から 10 年間、賃貸料は年額 80,000 円、10 ㍻当たり 3,600 円で、前は 4,400 円でした。あっせん会につきましては、令和 7 年 3 月 20 日から 1 回実施しております。図面で説明いたしますと（5 ページ）の土地です。

申請地につきましては、道道留辺蘂浜佐呂間線沿いの土地となります。

番号 8.

利用権の設定等を受ける者が、札幌市 ●●●●、利用権の設定等をする者が若佐 ●●●●さん。土地の所在が中園 74 番 2、現況地目が畑で面積 10,226 m<sup>2</sup>です。利用権設定等の種類が賃借権、成立する法律関係は賃貸借です。設定期間は令和 7 年 6 月 30 日から 10 年間、賃貸料は年額 50,000 円、10 ㍻当たり 4,900 円で、前回は 4,900 円でした。あっせん会につきましては、令和 7 年 3 月 19 日から 2 回実施しております。図面で説明いたしますと（6 ページ）の土地です。

申請地につきましては、国道 333 号付近、町道中園武士 12 線道路沿いの土地となります。

番号 9.

利用権の設定等を受ける者が、栃木 ●●●●さん、利用権の設定等をする者が札幌市 ●●●●。土地の所在が中園 74 番 2、現況地目が畑で面積 10,226 m<sup>2</sup>です。利用権設定等の種類が賃借権、成立する法律関係は賃貸借です。設定期間は令和 7 年 6 月 30 日から 10 年間、賃貸料は年額 50,000 円、10 ㍻当たり 4,900 円で、前回は 4,900 円でした。あっせん会につきましては、令和 7 年 3 月 19 日から 2 回実施しております。図面で説明いたしますと（6 ページ）の土地です。

申請地につきましては、国道 333 号付近、町道中園武士 12 線道路沿いの土地となります。

番号 10.

利用権の設定等を受ける者が、札幌市 ●●●●、利用権の設定等をする者が若里 ●●●●さん。土地の所在が若里 449 番 1 外 1 筆、現況地目が畑で合計面積 35,638 m<sup>2</sup>です。利用権設定等の種類が賃借権、成立する法律関係は賃貸借です。

|         |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                       |
|---------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
|         | <p>設定期間は令和 7 年 6 月 30 日から 10 年間、賃貸料は年額 99,000 円、10 ㌧当たり 2,800 円で、前回も 2,800 円でした。あっせん会につきましては、令和 7 年 3 月 11 日から 1 回実施しております。図面で説明いたしますと（7 ページ）の赤枠の土地です。</p> <p>申請地につきましては、町道若里北幹線道路付近、若里東 8 号 1 線道路沿いの土地となります。</p> <p>番号 11.</p> <p>利用権の設定等を受ける者が、札幌市 ●●●●、利用権の設定等をする者が宮前町 ●●●●さん。土地の所在が若里 481 番 1 外 1 筆、現況地目が畑で合計面積 29,651 ㎡です。利用権設定等の種類が賃借権、成立する法律関係は賃貸借です。設定期間は令和 7 年 6 月 30 日から 10 年間、賃貸料は年額 81,000 円、10 ㌧当たり 2,700 円で、前回も 2,700 円でした。あっせん会につきましては、令和 7 年 3 月 11 日から 1 回実施しております。図面で説明いたしますと（7 ページ）の黄色枠の土地です。</p> <p>申請地につきましては、町道若里北幹線道路付近、若里 9 号道路沿いの土地となります。</p> <p>番号 12.</p> <p>利用権の設定等を受ける者が、若里 ●●●●さん、利用権の設定等をする者が札幌市 ●●●●。土地の所在が若里 449 番 1 外 3 筆、現況地目が畑で合計面積 65,289 ㎡です。利用権設定等の種類が賃借権、成立する法律関係は賃貸借です。設定期間は令和 7 年 6 月 30 日から 10 年間、賃貸料は年額 180,000 円、10 ㌧当たり 2,800 円で、前回の●●●●さんの土地、若里 449-1 と 450-1 の 2 筆は 10 ㌧当たり 2,800 円、●●●●さんの土地、若里 481-1 と 483-1 の 2 筆は 10 ㌧当たり 2,700 円でした。あっせん会につきましては、令和 7 年 3 月 11 日から 1 回実施しております。図面で説明いたしますと（7 ページ）赤枠と黄色枠の土地です。</p> <p>申請地につきましては、町道若里北幹線道路付近、若里東 8 号 1 線道路沿いと若里 9 号道路沿いの土地となります。</p> <p>以上です。</p> |
| 議 長     | 事務局からの説明が終わりました。審議に入りたいと思います。                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                         |
| 山 口 委 員 | 何か質問等、ありませんでしょうか。                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                     |
| 事 務 局   | 契約方法の変更に伴い、支払い方法はどうなりますか。                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                             |
|         | 契約方法が変更したことに伴い、支払い方法も変わりました。                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                          |
|         | 以前の農用地利用集積計画に係る契約後の支払い方法は、受け手から出し手が指定した金融機関の口座に直接賃貸料の支払いを行うことができました。                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                  |
|         | 令和 7 年 4 月以降の農用地利用集積等促進計画に係る契約では、北海道農業公社を通しての契約のため、まず、1 1 月に受け手から北海道農業公社が指定した金融機関の口座に入金します。そして、1 2 月に北海道農業公社から出し手が指定した金融機関の口座に入金されます。この賃貸料の支払い事務に農協が入ります。                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                             |
| 大 澤 委 員 | 重複した説明を 1 回で終わるように検討してください。                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                           |
| 事 務 局   | わかりました。次回までに検討します。                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                    |
| 議 長     | ほかに質問はありますか。質問がなければ、原案どおり可決決定して宜しいでしょうか。                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                              |
| 各 委 員   | ———異議なし———                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                            |
| 議 長     | 議案第 2 号は原案どおり決定いたします                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                  |
| 議 長     | 議案第 3 号 現況証明願について                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                     |



|                   |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                      |
|-------------------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 事務局               | <p>このことについて、事務局の説明を求めます。</p> <p>議案第 3 号 現況証明願について</p> <p>下記の者より、現況証明の願い出があったので、可否について審議願います。</p> <p>番号 1.</p> <p>土地の所在が北 422 番 1、公簿地目が畑、現況地目が農地・採草放牧地以外で利用状況は雑種地、面積 3,749 m<sup>2</sup>、所有者 ●●●●さん、願出人 北 ●●●●さん、願出の理由が土地地目変更登記です。</p> <p>図面で説明いたしますと、(8 ページ) です。申請地は、町道北 32 号道路沿いの土地となります。</p> <p>番号 2.</p> <p>土地の所在が富丘 45 番 1 外 1 筆、公簿地目が畑、現況地目が農地・採草放牧地以外で利用状況は山林、合計面積 23,582 m<sup>2</sup>、所有者 ●●●●さん、願出人 北見市 ●●●●さん、願出の理由が土地地目変更登記です。</p> <p>図面で説明いたしますと、(9 ページ) です。申請地は、町道佐呂間富丘間道路付近、富丘 31 号道路沿いの土地となります。</p> <p>番号 3.</p> <p>土地の所在が北 305 番 1 外 1 筆、公簿地目が畑、現況地目が農地・採草放牧地以外で利用状況は雑種地、合計面積 6,069 m<sup>2</sup>、所有者 ●●●●さん、願出人 帯広市 ●●●●さん、願出の理由が土地地目変更登記です。</p> <p>図面で説明いたしますと、(10 ページ) です。申請地は、道道富武士佐呂間線と町道北 5 線道路交差点付近の土地となります。</p> <p>以上です。</p> |
| 議長<br>大澤委員<br>事務局 | <p>事務局からの説明が終わりました。審議に入りたいと思います。</p> <p>何か質問等、ありませんでしょうか。</p> <p>●●●●さんは、今回現況証明のあった農地以外はありませんか。</p> <p>●●●●さんの農地は外にもあります。</p> <p>元の所有者から親族 4 名の方に相続されていまして、農地に関しては、昨年の 11 月頃に必要書類とともにあっせん申出書を出してくださいと説明しています。</p> <p>質問がなければ、原案どおり可決決定して宜しいでしょうか。</p> <p>———異議なし———</p> <p>議案第 3 号は原案どおり決定いたします</p>                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                  |
| 議長<br>各委員<br>各議長  | <p>その他</p> <p>各委員さんの方から何かありませんか。</p> <p>———ありません———</p> <p>なければ第 24 回農業委員会総会を終ります。</p>                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                               |

